

大阪労働局発表  
平成29年4月12日

【照会先】  
大阪労働局雇用環境・均等部指導課  
電 話 (06) 6941-8940

パナソニック株式会社の「えるぼし認定」及び「くるみん認定」・  
「プラチナくるみん認定」の辞退申出に対する承認・取消について

大阪労働局（局長 苧谷秀信）は、パナソニック株式会社（代表取締役社長 津賀一宏）より、女性活躍推進法第9条に基づき平成28年5月20日付けで認定決定（通称えるぼし認定）した件、及び次世代育成支援対策推進法第13条に基づき平成28年10月14日付けで認定決定（通称くるみん認定）した件、同法第15条の2に基づき平成28年10月14日付けで認定決定（通称プラチナくるみん認定）した件について、平成29年4月5日に認定辞退の申出があったため、本日これを承認・取り消しました。

この承認・取消により、当該認定の効力は将来に向かって失効します。